



島根県報

令和2年7月17日（金）

号外第92号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規則】

島根県立農林大学校学則の一部を改正する規則

（農業経営課） 2

【公告】

令和2年度島根県立農林大学校の10月入学学生募集

（農業経営課） 3

公布された条例等のあらまし

◇島根県立農林大学校学則の一部を改正する規則（規則第67号）

1 規則の概要

- (1) 養成部門の編成を改めることとした。（第2条関係）
 (2) その他規定の整備

2 施行期日

令和2年10月1日から施行することとした。ただし、(2)の一部については、公布の日から施行することとした。

規 則

島根県立農林大学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年7月17日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第67号

島根県立農林大学校学則の一部を改正する規則

島根県立農林大学校学則（昭和57年島根県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（科、各年度の入学定員及び修業年限等）

第2条 養成部門の科、各年度の入学定員、修業年限及び学年の始めは、次の表のとおりとする。

科	各年度の入学定員	修業年限	学年の始め
農業科	45人	2年	4月
		1年	4月
			10月
林業科	20人	2年	4月
		1年	10月

2 養成部門の各科の専攻及びコースは、知事が別に定める。

第3条を次のように改める。

（学年及び学期）

第3条 養成部門の学年及び学期は、次の表のとおりとする。

学年	前期	後期
4月1日から翌年3月31日まで	4月1日から9月30日まで	10月1日から翌年3月31日まで
10月1日から翌年9月30日まで	10月1日から翌年3月31日まで	翌年4月1日から9月30日まで

第4条を次のように改める。

第4条 削除

「

様式第1号中	第 1	志 望	科	専攻	を
	第 2	志 望	科	専攻	
	第 3	志 望	科	専攻	

」

「

第 1	志 望	科	専攻 コース
-----	-----	---	-----------

」

第 2 志 望	科	専 攻 コース
第 3 志 望	科	専 攻 コース

」

に改める。

「 科
（
修
様式第4号中 を 業 に改める。
年
限
年
科」 ）」

様式第8号中「専攻」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。ただし、様式第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日において現にこの規則による改正前の島根県立農林大学校学則第2条に規定する短期農業経営者養成科に在籍している学生であって、施行日以後も引き続き在籍するものは、この規則による改正後の島根県立農林大学校学則第2条第1項の表に規定する農業科（修業年限が1年であって学年の始めが4月のものに限る。）に在籍するものとする。

公 告

令和2年度島根県立農林大学校の養成部門の10月入学学生を次のとおり募集するので、島根県立農林大学校学則（昭和57年島根県規則第52号。以下「学則」という。）第8条第4項の規定により公告する。

令和2年7月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 募集の目的

島根県の主要産業である農林業の将来を展望し、広い視野に立って農林業を考え、新しい農林業を創造し、次代の農林業をリードする農業者及び森林管理技術者を養成する。

2 募集人員

学則に定める入学定員のうち農業科5人程度、林業科5人程度とする。

3 一般入学検定

(1) 出願資格及び要件

次のアからウまでのいずれかに該当する者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において就農し、若し

くは林業に就業し農林業を担う人材となるもの又は島根県の農林業振興及び農山村社会の発展に貢献すると見込まれるもの

ア 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者

イ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第2条第1項の規定により行われた高等学校卒業程度認定試験（以下「高等学校卒業程度認定試験」という。）に合格した者（同令附則第2条の規定により廃止された大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

ウ その他知事がア又はイに掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

(2) 出願手続

入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

ア 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

イ 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

ウ 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

(1)のアに定める者以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し

なお、(1)のアに該当し、かつ、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得できない者にあつては、当該調査書の提出に代えて出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書（成績証明書の交付を受けることができない場合は、その旨の証明書）を提出するものとする。

エ 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手94円分を貼り付けたもの）

オ 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

4 地域推薦入学検定

(1) 出願資格及び要件

農業科にあつては次のア及びウの要件を、林業科にあつては次のイ及びウの要件を満たす者とする。

ア 島根県立農林大学校卒業後、当該地域で就農することが確実に見込まれ、地域農業の担い手としてふさわしい者として次のいずれかの農業再生協議会等の会長が推薦する者

松江地域農業再生協議会

安来地域担い手育成総合支援協議会

雲南市農業再生協議会

奥出雲町地域農業再生協議会

飯南町地域農業再生協議会

出雲市農業再生協議会

斐川町地域農業再生協議会

大田市農業再生協議会

川本町地域農業再生協議会

美郷町農業再生協議会

邑南町農業再生協議会

浜田市農業再生協議会

江津市農業再生協議会

益田市農業再生協議会

津和野町農業再生協議会

吉賀町農業再生協議会

島前地域農業再生協議会

隠岐の島町地域農業再生協議会

イ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の規定により、島根県知事の計画認定を受けた事業主（以下「林業認定事業体」という。）又は流域林業活性化センターが推薦する者

ウ 次の(ア)から(イ)までのいずれかに該当する者であって、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

(ア) 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(イ) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(ウ) その他知事が(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

(2) 出願手続

入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

ア 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

イ 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

ウ (1)のウの(ア)に定める者にあつては、文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

(1)のウの(ア)に定める者以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し

なお、(1)のウの(ア)に該当し、かつ、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得できない者にあつては、当該調査書の提出に代えて出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書（成績証明書の交付を受けることができない場合は、その旨の証明書）を提出するものとする。

エ 推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙により、農業再生協議会等の会長又は林業認定事業体若しくは流域林業活性化センターが作成したもの）

オ 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手94円分を貼り付けたもの）

カ 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

5 出願期間、入学検定、合格者の発表等

(1) 出願期間

令和2年8月19日（水）から令和2年9月9日（水）17時までとし、郵送の場合は、同日までの消印があるものを有効とする。

(2) 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校農業教育部 入試担当

(3) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

(ア) 日時

令和2年9月16日（水）9時30分から16時まで

(イ) 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

(ウ) 検定

農業科及び林業科：筆記試験（小論文）及び面接試験

イ 合格者の発表

(ア) 日時

令和2年9月23日（水）10時

(4) 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

6 入学願書等の請求

入学願書等の島根県立農林大学校所定の用紙は、島根県立農林大学校で交付する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（角形2号縦33.2センチメートル、横24.0センチメートル1枚に住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手140円分を貼り付けたもの）を同封すること。

7 問合せ先

出願手続、入学検定等について不明な点は、島根県立農林大学校又は隠岐支庁農林局若しくは最寄りの農林振興センターへ問い合わせること。